

義烈両公と京都

安見隆雄

今回の演題は「義烈両公と京都」であります。この京都という表現は、江戸の幕府に対して京都の朝廷という意味であります。

実は今年（平成十二年）の三月、水戸史学会の機関誌に執筆した論文などをまとめて出版したのでありますが、その表題を『水戸義公と京都』といたしました。主な内容は義公と朝廷との関係でありましたが、あえて京都としたのは、朝廷という言葉を選んじまして、京都という言葉で置き換えた次第であります。

そのような訳でありまして、今回の演題も京都という言葉を用いておりますが、内容は朝廷との関係という内容で話を進めさせていただきます。

一 京都との関係（人的関係）

(1) 水戸家と京都

初めに水戸家の系図の中から、朝廷や公家に関するところを拾い出して見ますと、次のように大変関係が深いことが分かります。

二代光圀（義公）の夫人・近衛信尋女（尋子・泰姫）、

三代綱條の夫人・今出川公規女（季君）、 支流（常陸府中）松平頼明の夫人・綱條

養女・（今出川公規女・益姫）、

五代宗翰の夫人・一条兼香女（絢姫）、 宗翰女（嘉君）・二条治孝夫人、

宗翰女（国君）・今出川実種夫人、

六代治保の夫人・一条道香女（八代君）、

七代治紀女（偉姫・順君）・二条齊信夫人、 治紀女（鄰君）・鷹司政通夫人（烈公姉）

九代齊昭の夫人・有栖川宮織仁親王女（登美宮吉子）（夫人の兄・智恩院尊超法親王）、

齊昭女（茂姫・貞子）・有栖川宮熾仁親王妃、

十代慶篤の夫人・有栖川宮熾仁親王女（線宮・熾子女王）、

十一代昭武の夫人・中院通富女（瑛子）

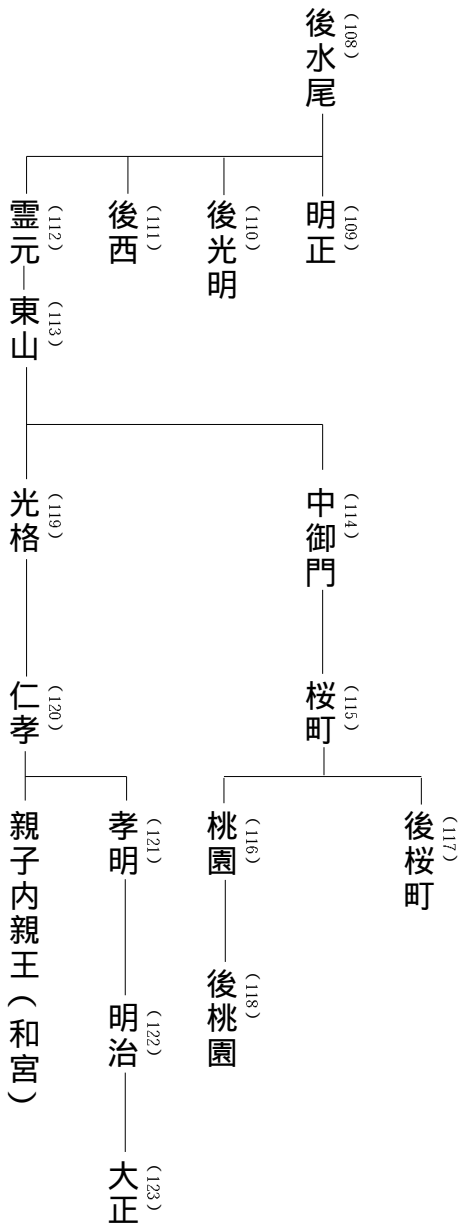
(2) 参考「將軍家」

次に参考までに徳川將軍家の場合を見て参りますと次のようになっております。

三代將軍家光の夫人・鷹司信房女（孝子）、
 四代家嗣の夫人・伏見宮貞清親王女（顯子）、
 五代綱吉の夫人・鷹司房輔女（信子）、
 六代家宣の夫人・近衛基熙女（熙子）、
 七代家継の夫人・靈元天皇皇女（吉子）、
 八代吉宗の夫人・伏見宮貞致親王女（理子）、
 九代家重の夫人・伏見宮邦永親王女（増子）、
 十代家治の夫人・閑院宮直仁親王女（倫子）、
 十一代家齊の夫人・近衛経熙の養女、（島津重豪女・茂子）、
 十二代家慶の夫人・有栖川職仁親王女（喬子）、
 十三代家定の前夫人・鷹司政熙女（任子）、 後夫人・一条忠良女（秀子）、
 十四代家茂の夫人・仁孝天皇皇女（親子・和宮）、
 十五代慶喜の夫人・菊亭公久女（美賀子・一条忠香養女）

二 義公と京都

(1) 後西上皇と義公



（数字）は天皇の代

この皇室系図にありますように、後西上皇は後水尾天皇の皇子でありまして、承応三年（一六五四）に、後光明天皇の後を継いで即位され、寛文三年（一六六三）に靈元天皇に譲位して上皇とされました。この御譲位の際に、朝廷内部の事情や幕府などの介入があり、幾分御不満があらわれました。そのような事情を拝察して、義公は密かにご同情申し上げておりました。その中で、後西上皇との内々の交流が始まります。その事例をこれからいくつか申し上げますが、これらの事は、『桃源

遺事』や『水戸紀年』などいくつかの水戸藩の文献に記されているところでありま
す。なお今回出版いたしました『水戸光圀と京都』の中でも「朝廷の復興と義公」
で論証しておきましたので参照頂きたいと思えます。

雪朝遠望の勅題に依じて詩を呈上

延宝三年（一六七五）正月、義公は上皇の勅題に依じて、律詩三首を賦して、天
竜寺の僧虎林に寄せて奉ります。その間の事情については、『大日本史編纂記録』
（第百九十四）によりますと、次のようなことであります。

ある日、後西上皇の御前において侍臣と談論している時、今の代で誰が文献（文
学等）の盛んなる者かと問われましたが、侍臣は皆義公を以って推称いたしまし
た。上皇は義公の政績については聞いてはいるが、その撰文は見えていないとの事であ
ったので、聖護門主二品親王が題を命じて詩を賦さしめることを請うたところ、
上皇は宸筆をもって「雪朝遠望」の四字を書して、作進を命じられたというのであ
ります。

勅題 雪朝遠望

このような光栄に感激した義公は自ら「勅題 雪朝遠
望」と雅印に刻して生涯使用されたということでありま
す。この印章を下に示しておきましたのでご覧下さい。



扶桑拾葉集の献上

延宝八年（一六八〇）四月、義公は扶桑拾葉集を献上いたしました。この集は皇
威盛んなる往古の姿を憧憬し、その純一なるものを求めようとして、古今の和文三
百余編、三十巻に収めたものであります。『扶桑拾葉集』の題名は、上皇より賜つ
たものであり、さらに上皇の叡慮を伝える女房奉書も伝達され「よくそおもひよら
れ候てあつめ参れ候事いかなあさからすわたらせおはせしまし候」との褒詞を賜
りました。

勅に依じて詩歌を献上

天和元年（一六八一）、中院通茂が後西上皇の勅を伝へ、義公はこれに依じて、
詩五十首和歌三十首を作進しました。

香合の下賜

貞享元年（一六八四）三月六日、平松中納言時康が上皇の使者として江戸に下向
した時、義公に宸翰と共に勅製の「新枕」の香合を伝えられました。日頃の義公の
忠勤に対する上皇の叡感を示されたものであります。その叡旨の内容は「水戸宰
相（義公）多年心入れの程、叡感浅からず候、遠慮もこれ有る故、表向きよりは勅
仰もこれなく候」とあり、幕府に遠慮して内々に託したことが述べられておりま
す。

礼儀類典編纂の勅詔

天和二年（一六八二）、上皇より勅詔が下り、義公は朝廷の御用に役立つならばと、諸事一切を投げ打って編纂にとりかかりました。

『礼儀類典』は大日本史と並ぶ義公の一大事業として高く評価されております。類典は朝廷の恒例・臨時の儀式典礼を古記録・日記などより採録して部類記として編纂したものであります。義公は新たに彰考館別館を設け、幕府の干渉を避けるため、厳秘の中に事業を進め、細部に及び自ら指示いたしました。

その間、後西上皇が貞享二年（一六八五）に崩御され、靈元天皇が同四年（一六八七）に東山天皇に譲位されました。

貞享四年（一六八四）十二月に草稿十五巻、凡例書一巻を靈元上皇に奏覧するとともに、その添削をお願いをしたりして編集を進めました。しかし、義公の生前には完成を見ず、薨去後の宝永七年（一七一〇）八月、幕命により肅公（綱條）は清書して幕府に献上し、幕府から上皇に献上されたのであります。この書は大嘗祭等の朝廷の儀式再興のために大いに参考となったことと思われれます。

鳳足硯銘の作進

天和二年秋、後西上皇の勅命が下り、義公は十二月に硯銘並びに序を作つて呈上しました。翌年二月になって、上皇より嘉賞の宸翰を賜りましたが、義公は宸翰の一文「武をそなへ文をかねて絶代の名士なり」を喜び、「勅賜 備武兼文 絶代名士」を雅印の関防として終生用いられたとのことであります。下に印章の印影を載せておきましたのでご覧願います。

鳳足硯は後西上皇の父帝後水尾天皇の御愛用のものであり、

父帝の朝儀復興の遺志を継いで、その悲願を義公に託そうとするお心の表れと思はれます。

その悲願とは、後水尾天皇が書かれた『当時年中行事』に

御襖大嘗会其の外の諸公事も次第に絶えて今はあともなきが如くになれば再興するにたよりなし、何事も見るがうちにかはり行く末の世なれば

と歎かれるとともに、大嘗祭などの朝儀の再興を強くご希望になつておられました。

『当時年中行事』のこの序文は、義公の編集した『続扶桑拾葉集』と、烈公の編集した『八洲文藻』にも収録されております。

義公印章

備武兼文

勅賜

絶代名士



勅賜

備武兼文

絶代名士



立坊立后儀節の呈上

天和二年十二月、参議平時成が、後西上皇の勅を伝へて、立坊立后の部類記の作進を命じられました。義公は早速に家蔵の『玉海』（玉葉とも云い、関白九条兼実の日記）と『台記』（左大臣藤原頼長の日記）より抄出して、翌三年正月に呈上し、直ちに上皇の叡覧に備えられました。上皇は女房奉書を認められ、「豎いかんあさからず、わたらせおはせしまし候」と述べられて、「事の外御機嫌の御事」と満足に思われたことを伝えてまいりました。

これらのご奉仕により、朝廷においては約三百年間断絶していた立太子式を再興することが出来たのであります。

『靈元天皇御集』に、天和三年二月九日、第五宮朝仁親王の立太子式が再興されたことを記して、

二月九日、中絶の立房（坊）の事、此たひ御沙汰有しに、節会の儀式よりはじめ、ことのさはりなく、とけおこなはれぬる事を

時しありて絶たるをつく此春の 我うれしさは身にあまりぬる

とお喜びを表されました。この第五宮朝仁親王が後の東山天皇となります。また、同年二月十四日には、立后の片節会が行はれ、女御藤原房子が中宮となりました。

上皇の御製にある「絶たるをつく」という志を、義公は「興廢繼絶」として生涯の至願としてご奉仕したのであります。

なお、貞享四年（一六八七）、東山天皇の即位に際して、二百二十一年振りに大嘗祭が再興されました。義公の編纂した『礼儀類典』は、未完成でありましたが、直接的にこの再興に役立ったかは疑問であります。靈元上皇は、後水尾天皇のご意志を継いで朝儀を相次いで再興されたのであります。

勅使への礼式を改正

義公が藩主となった翌年の寛文二年（一六六二）四月、後西天皇の勅使が江戸へ下向の際、水戸藩小石川邸へも来られ、天皇の賀詞と太刀を下賜伝達されました。義公はこれまでの御三家の例格を用いられず、恭しく勅使を玄関の階下に迎え、導いて正堂に至り、次室に退いて勅旨を承り、謹んで天機（天皇のご機嫌）を伺い、その帰る時には又階下を送り、自ら勅使の後について随い、その旅館に至り、玄関の下敷きに手を付いて拝謝したのであります。

此の段は、大義に候間、御身は向後定格を御敗り候とても毎度御礼に御越し成さるべしとて、毎年勅使の旅館へ御越遊ばされ候（義公遺事）

以後これを水戸家の定例としました。尾張・紀伊両家では、家老を使いとして謝辞するだけでありましたが、義公が勅使に敬礼を尽くすのを見まして、関東の武人

は始めて朝廷の尊いことを知ったということでありませぬ。

元旦に庭に降りて京都を遥拝

義公は毎年正月元旦の払暁、沐浴して烏帽子・直垂の正装に身を包んで、庭に降りて西に向かつて、京都を遥拝し、次に家廟を拝し、その後、登營するを例としておりました。遥拝のことは引退の後も西山荘でも行っており、それ以後は水戸家の定例として行ってまいりました。

三 神武天皇御陵修復と諡号の再興

神武天皇の御陵については、長年の間に所在さえもあいまいとなり、御陵の修復が困難な事態となっておりました。そのような中で、早くから神武天皇の建国の大事業に深い関心を抱いたのは、義公でありました。そのきっかけとなったのは、わが皇室の先祖が呉の太伯であるとする林羅山や子の鷲峯など林家の歴史観に対する批判からでありました。

大日本史の編纂を通して、わが国の建国の始祖は神武天皇であるとの認識は当然のことでありましたから、義公はこの太伯説を厳しく批判したのでありました。

(1) 義公の修陵推進の事跡

森尚謙の畝傍修陵の封事に擬する書

元禄七年（一六九四）に至って、義公は家臣の森儼塾（尚謙）に、神武天皇の御陵の修復を建議する上表文を起草させました。

恭しく惟みるに吾が朝は天孫の正統、神武より今上に至る一百十四世、二千三百五十余年なり、皇胤相ひ継ぎ、宝祚永く保つ、功德三五に過ぐといふべし、恨む所は綿邈の間、陵墓或ひは其の地を失ひ、旧史の録する所、推求し難きなり、吾が朝、古の先哲王、邦に大事有れば、必ず祖考に告ぐ、山陵之れに事へること生けるが如し、之を祭ること在于すが如し、・・・世人、神祖天照大神を拝することを知り、而して帝祖神武天皇を拝することを知らず、近世の陵墓を敬することを知りて、先皇の山陵を敬することを知らず、それ継絶興廢は、聖賢の褒むる所なり、伏して望むらくは、太祖を追尊して、其の祭る所を祭り、諸陵を追求して、其の修むべきを修め、孝を万世に示して、本に報ずるの道をしらしめ、教えを不朽に垂れて、追遠の誠を致さんことを

ところが、この起草の経緯については、どのようになったのかは分かっておりませぬ。

その後、元禄八年には、野々宮定基が神武天皇を拝して山陵の興廢を慨嘆し、神

武・天智・桓武三天皇の御陵を復興しようとする念願を述べ、また同年松下見林が『前王廟陵記』を著して御陵の調査をしました。さらに元禄十年には將軍綱吉によつて粗末ではあるが、諸陵の修復が行われました。これらの事と、義公の事跡との関係については大変興味のあるところではありますが、はつきりはしておりません。

(2) 烈公の修陵推進の事跡

烈公は「少壮の時より義公の遺志を継ぎ修陵を希図すること尤も切なり」（烈公行実）とありますように、朝廷への御奉仕においても、義公同様に謹んで御仕えしたのであります。烈公の修陵推進の事跡について触れていきたいと思ひます。

吉田神社の境内に神武天皇の社殿を建設することを提案

天保五年（一八三四）、烈公は、会沢安（正志齋）に「幼年の節より神国の道好候は安も承知の通にこれ有り」として、水戸の吉田神社の境内に神武天皇の社殿を建設することを提議いたしました。これに対しまして、正志齋からは、「諸侯の天子を祀るは非礼なり」との返答により沙汰止みとなつてしまいました。

修陵のことを幕府に建議

天保五年、そこで烈公は、修陵のことを幕府に建議しようとして通事藤田東湖と内議しました。それに対する藤田東湖の立案はつぎのようなものであります。

- 一 修陵のことは、天皇の勸諭よりの発議が第一であること
- 二 それが出来なければ幕府より天朝へ御願の上実行し、その費用は全国の大名へ課役を命令して徴収すること
- 三 幕府がそれを実行しない場合には、御至誠をもつて幕府へ建議し、幕府に代わつて水戸家にて創建し、將軍家の御武運長久を祈るためと提案しては如何かそのような協議を経て、天保五年九月十三日、烈公は、老中大久保忠真・青山忠祐へ修陵の建議をいたしました。その趣旨は、東湖との内議に基づくものであります。
- 一 天朝を御尊敬の故、幕府が御武運長久にて二百余年の太平を致したこと
- 二 神武天皇は人皇第一の太祖にして、源平その外皆親王諸王より出ていること
- 三 天保五年までは二千四百九十四年、来る子年（天保十一年・一八四〇）に建国二千五百年になること

四 幕府で不都合であるならば、修陵の御用を水戸家に申し付けられたい、当家は日本史の編集をしていることもあり、関はりも深いこと。

これに対して、同年九月二十六日、老中大久保忠真から返書があり、内容は御陵修復のことは先例故実など類例搜索の上でなければ、その可否は決しがたし、とし

て内議の書を返却してきました。

これに対して、同年十一月十七日、烈公は更に老中大久保忠真へ修陵を再建議いたしました。これについて十二月十九日、忠真の回答では、この件について賛同の意を表さなかつたため、遂に烈公なお強いて將軍に建白するも益なしとして、しばらく時期を待つことといたしました。

水戸家よる修陵を計画

幕府への建白をもつて実現しようとした計画も、一時頓挫したため、今度は、水戸家の自力をもつて修陵を実行し、その費用も含め一切を負担する準備を行うことを東湖と評議しました。烈公は自ら図面を作成し、その費用の見積もりを計算させ、そして曰く、「神武天皇の山陵を取り定め置けば、跡々は右にならひ出来るものと存ずるから、古例たとへ分ならずとも、手厚く出来さえすれば、古例に叶はずとも苦しからずと考える」という方針を示しました。

天保五年十二月、烈公は在京の桑原信毅（幾太郎）に畝傍御陵（神武天皇御陵）の調査を命じ、桑原は直ちに『畝傍東北陵考』を進上し、烈公もまた『畝傍山陵考』を著わし準備を進めていきました。

光格上皇の崩御と諡号の復活

そうしている内に、天保十一年（一八四〇）十一月十九日、仙洞（光格上皇）が崩御されると言う事態が生じました。そこで烈公は恐れ多いことながら絶好の機会と見て十一月二十五日、関白鷹司政通に山陵復古の儀と諡号を奉るべきことを建議しました。

御火葬を止め本朝古例の神武天皇御初めに復し山陵御建営され、万乗の御遺体仏寺へ御任せられず、たとへ御遺言にても、苟も臣子たるものゝ忍びざる事

として、上皇のご遺体を仏式により火葬とすることを断固として廃止し、たとえ御遺言であつても、国民として忍びざる所であるとして、至誠を傾けて建白をしたのであります。

なお、この建白の手控えである書案に付した烈公の手記には、山陵はとてもむつかしく候半か、山陵の事を申し出候はば、せめては御諡号位は思ふ所叶うべしと申し遣すもの也、去る午年より今年は神武帝元年より二千五百年に当たらせ玉へば、陵の義申し立て候処、此の度かかる事出来て陵の事に及ぶもいと不思議也、神武天皇元年辛酉の年より天保十一年庚子迄、凡そ二千五百年

とあり、ここにも烈公の深い配慮が込められていることが出来ます。

これについて十二月三日、鷹司関白より答書があり、諡号復活のことは天皇の勅慮であり、すでに京都所司代に伝達したとの内容でありました。

これより先烈公は、幕府へも諡号と山陵のことを建言したところ、老中は直ちに將軍に達したとのことでありました。

同十二年閏正月二十七日、朝廷は諡号を奉りて光格天皇と称することになりました。

諡号とは、生前の行いを尊び、崩御後における名前「おくりな」のことです。

幕府へ再度建白し、山稜荒廢の失態を論ず

天保十二年（一八四一）八月十六日、烈公は幕府に建議し山陵を荒廢せしめた責任を追求しました。

畝傍山をはじめ古山陵、連年荒廢或いは田野に变じ或いは荊棘に没し甚だしきに至りては其の土地さえ不分明候よし慨嘆の至りに候、

と論じ、次いで

もつとも是まで容易に御手を付けさせられず候も深遠の御意味もあらせられ候哉には候へども、当今の時勢に在りては・天下悦服、却つて弥増し非望の念を絶ち、御武運御長久の基に之れ有るべきやのことと述べていることは注目すべき点でありましょう。

その意味するところは、幕府創建のころは、朝廷と幕府の関係が安定せず、幕府は武力を以つて、朝廷を抑圧しようとし、同時に大名の朝廷との接触を極力警戒した時代でありました。義公の時代は、まさに其の時でありまして、朝廷との関係に就いては極秘にことを進めざるを得ない状況にありました。

烈公はこのような時代背景を念頭において、既に幕府と朝廷の関係は円満なる中であつてかつてのように緊迫し、警戒を要するような時代ではないということを通じて、山陵修復を実行すれば、かえつて国民も喜び、幕府の武運も長久となるであろうと事を訳けて建白しているのであります。せつかくの建白も受け入れられませんでしたが、しかし、歴史は不思議なもので、このような山陵修復運動がやがて、神武天皇建国の理想に目覚め、尊王思想を啓発し、幕末維新への流れを導き出しているのであります。

光格天皇の一年忌に京都を遙拝

天保十二年（一八四一）十一月十九日、光格天皇の小祥（一年忌）にあたるため、その前夜より潔斎して座を藩邸の中庭に設けて早朝京都を遙拝し、更に水戸藩の政治及び刑の執行を停められた。

初め義公は元旦の早朝に衣冠束帯の正装に身を包んで遙かに京都を拝し、以後世襲として恒例としてきましたが、ここに至り先帝の国忌にも亦この式を恒例とし、

生涯廃することがありませんでした。

弘化四年（一八四七）、仁孝天皇の御忌日に慶篤卿遠慮の事について稟議した書に対する烈公の意見の中に、

禁裏御忌日の義は御代々御遠慮も遊ばされざる義に候へ共、毎歳元日、天拝いたし候上は、その君崩御遊ばされ候をそのまま打ち過ごし候は、相当致さず候、・・禁裏御遠慮の義は御父様ばかりの御定めと相見え申し候へば、仁孝天皇御忌日のみ遠慮致し候ひて、宜しき様には候へ共、我等事は光格天皇御代に生まれ申し候へば、光格天皇仁孝天皇の御忌日は遠慮致し候心得に之れ有り候、

一義公様にて威公の御遠慮の義、御平月は御構に及ばざる由、御意之れ有る義は桃源遺事に之れ有る様にも覚え申し候べき、何様後々までを御見抜きの義感服奉り候、・・天朝を尊崇候へば、公辺の粗末に相成り候と申訳は之れ無く候、天朝は君、公辺は宗家にて親類に比し候へば、天朝を尊敬の義に心附かざる人には、宗家を大切にも致さざるよう相成る事に候へば、たとへば、公辺へ聞こえ申し候とても、有志の人は主君を尊敬致し候義、悪敷とは存じまじく候へば、宰相殿（慶篤）にても仁孝天皇の御忌日は遠慮致し然るべきやに存じ候とあつて、御歴代天皇のすべての忌日を遠慮致すことは不可能であるが、自分が生存中の天皇に就いては遠慮してしかるべきであるとの見解を、義公の先例を引用しながら示している。

なお、この中で注目すべきは、「天朝は君、公辺は宗家にて親類に比し候へば」の一文であります。なお、公辺とは、幕府のことであります。

これは『桃源遺事』のなかに見える

我が主君は天子也、今將軍は我が宗室也、（宗室とは親類頭也）

の朝廷と幕府との関係を明言した義公の立場を継承しての態度であることは明らかであります。この態度が烈公の子、慶喜に継承され、大政奉還へと進展していくのであります。

京都泉涌寺の焼失を機に山陵復古の事を建議

天保十二年十一月十日、京都泉涌寺（四条帝以来の列聖の御陵地）が出火により御位牌殿、御影殿などを焼失するという事件がおこりました。

烈公は恐れ多いことではあるが、山陵改制の好時期なりとして、同二十九日書を鷹司関白と老中水野忠邦に寄せて仏教伽藍の再造を停止し山陵復古の事を建議しました。

同年十二月十二日、鷹司関白より答書あり、

今日参朝奏聞いたし候ところ嘆感斜めならず候、実に以つて我邦の御忠節と存じ候とあり、烈公の山陵復古の志は、もとより深く望む所であるが、浮屠（仏教徒）の一洗を京都から発意するは時勢不可なるものあるとして、烈公の周旋を依頼する旨の内容でありました。

翌天保十三年正月十一日、烈公は再び老中水野忠邦に寄せて山陵の復古を促しました。しばらくして答書があり、それによれば忠邦には多少は修陵に前向き意向が見られましたが、天保十四年九月、忠邦は失脚して幕閣を退き、幕府の局面俄かに一変したため、烈公の苦心経営した修陵の議は、遂に画餅に帰してしまいました。

四 烈公と京師との関係

前に義公と朝廷との関係を、いくつかの事例に基づいて考察してまいりました。次に烈公と朝廷の関係を見ていくことに致します。

初めに系図の上で京都との姻戚関係について見ましたように、烈公の夫人は有栖川宮織仁親王女の登美宮吉子であり、烈公の姉の鄰姫は関白鷹司政道の夫人であり、同じく姉の偉姫（順君）は二条齊信夫人であり、更に烈公の女茂姫（貞子）は有栖川宮熾仁親王の妃であります。また、烈公の子で十代藩主慶篤の夫人は有栖川宮熾仁親王女の線姫（熾子女王）であり、同じく烈公の子で十一代藩主昭武の夫人は中院通富女の瑛子であります。

以上のように水戸家と京都の有栖川宮家・摂関家との関係は極めて緊密なものであったことが分かります。

義公への追贈

天保三年（一八三二）五月七日、義公への追贈のことが幕府より伝達があり「従二位権大納言」となりました。時に朝廷には、仁孝天皇がおられ、仙洞御所には光格上皇がおられました。この時、京都に祇役していた川瀬教徳の書簡には、

義公様御贈官は禁中より起り候に相違御座なく候、・・禁裏様の思し召しか、
関白様初め御役人中の心付きより起こり候

とあり、この度のことは、従来のように幕府からの奏請によるものではなく、直接に朝廷から下された特別のものであると報告しております。

この恩典に感奮し微衷を表すため、烈公は禁裏（天皇）へは文台、仙洞御所へは硯に詠歌を副えて進献いたしました。その詠歌は次のようなものであります。

大井川深き恵をくみあけて 水の流れも久にすむらし

石燈籠・水盤を献上

天保四年（一八三三）三月、烈公は水戸藩内に産する寒水石を以つて、石燈籠および水盤を製作して仙洞に奉献いたしました。この石灯は天保六年に京都へ輸送され、石燈籠は仙洞御所へ、水盤（手水石）は修学院の御庭に据えられました。天皇は「殊の外御歡の御沙汰の由」であつたと、川瀬教徳の書簡にあります。

烈公への榮譽と嫌疑

天保十四年（一八四三）五月十八日、將軍の命により登城し、藩政の美を賞して表彰を受け、太刀・黄金などを賜るといふ榮譽を得ました。ところが、翌年の弘化元年（一八四四）五月六日、今度は一転して烈公は幕府の嫌疑を受け隠居謹慎を命ぜられ、世子鶴千代麻呂が家督相続して十代藩主慶篤（順公）となりました。

このことについて、幕府より朝廷に達しがあり、仁孝天皇は水戸家の前途を心配なされたということが、関白鷹司政通から烈公夫人（登美宮）への七月五日附け書簡に示るされています。

中納言殿昨年は格別御国務行き届きとて御先代越され候、將軍家より御褒賞御吹聴も之れ在り、深々御互いに大慶のこと政所とも申し居り候、全く忠孝の美と喜悦せしめ候、当五月には嚴重の仰せ達し則ち所司代より書き付けにて内覽、奏聞に及び候ところ、至尊にも昨年之事仰せ有り如何の次第哉と勅語も在らせられ候（政所とは夫人のことで、烈公の姉）

烈公の謹慎は翌年弘化二年十一月二十六日に解除されましたが、藩政への関与は許されませんでした。

『八洲文藻』を献上

弘化二年（一八四五）九月、鷹司政通関白を通して『八洲文藻』を朝廷に献上しました。（前後編合わせて百二十巻）なお、この表題は『水戸藩史料』では『八州文藻』となっております。

初め烈公は列聖の山陵を修復し、義公が実現できなかった遺志を遂げようとして尽力しましたが、幕府の協賛を得られなかったため、その実現が見ないままに終わってしまいましたことは、前に触れたところであります。

そこで烈公はまた義公の扶桑拾葉集の進献にならない、歴代の公文を初めとして専ら国文に係るものを収集し、八洲文藻と名づけて既に天保年間にその前編を献上し、ついで後編を奉ろうとしましたが、弘化元年の甲申の国難に遭つて果すことが出来ませんでした。ようやくここに至つて進達することが出来たのであります。その上表文に

臣「齊昭」言さく、列聖の宣威、実に宝劍の利に頼る、万国の嚮風、神璽の靈に非ざるはなし、武既に餘あり、文豈に足らざらんや、謨訓典籍に垂れ、勲烈

古今に耀く、・・詞林の盛んなること、「先臣」既に嘗て前に拾葉し、藝圃の富めること「斉昭」亦将に後に採藻せんすとす、・・先に詔勅を以つてす、国体の尊嚴を示す所以なり、次に辞章を以つてす、人文の隆蔚を表す所以なり、八州文藻百二十卷、謹んで表に随ひて献上す、臣「斉昭」誠惶誠恐、頓首々々謹言

天保十四年五月 権中納言従三位臣源朝臣齊昭上表

この中で、「先臣」既に嘗て前に拾葉し、とありますのは、義公の扶桑拾葉集のことです。また、上表文の年月が天保十四年五月とありますが、実際の上表は弘化二年となります。その理由は、弘化元年の甲申の国難のためであり、次の関白鷹司政通の書簡により確認できます。

八州文藻御新写出来候て数冊の全部投贈荒々拜見せしめ候処、誠に誠に御編と感心斜めならず候、別して前編万代の龜鑑、朝廷有用の御品、一人畏感佩候、・・嘸々叡感の事、文武の御学と・・存じ奉り候、（弘化二年）八月十五日 政通

この『八州文藻』をご覧になった仁孝天皇は深く叡感あり、烈公にその旨通報すべしと、関白鷹司政通に勅語があつたことが、弘化三年二月十七日、関白鷹司政通の書簡に認められております。

正月十五日、御前に召され色々仰せごと有り、則ち御献上八州文藻等御暎覧、深く御満ぞく尚厚く御返事仰ぎ入れ申す可く尚案文御覧に入れ候様申し上げ退き候

仁孝天皇崩御、天皇の御輔導の件等について建議

弘化三年（一八四六）二月六日、仁孝天皇が崩御なされ、十三日、十六歳の皇太子が踐祚（孝明天皇）されました。三月十九日、烈公は、書を関白鷹司政通に呈して弔詞並びに諒闇中の天機（天皇のご機嫌）を伺ひ奉り、天皇の御輔導の件等について建議いたしました。

今上帝御英明に御座遊ばされ候上にも尚更御輔導上らされ候様、何分御保護御永久に御奉職在らせられ候様敬しみて祈り奉り候、御文学は御專要の御義、国学は勿論、漢学等、その外下々の書画類迄も御博く御覧遊ばされ、・・東都も東風に靡き古実衰弊多く、第一には皇國根元の神道も漸く廃れ、異端虚無の教、雲上迄も餐入致し候様相ひ成り候義は、追々御改正に仕り度く存じ奉り候、是は親撰初め公家何れも皇國の道を尊び何程窮迫候ても、人々子を異端へは入れ申すまじきと心がけ親撰の御子にて平公家へ遣はし候とも僧侶に致さざるやう、人々皇朝の学問に長じ卓見これ有り候へば、終には異端は廃れ申す可

きやに候

と述べて、天皇の御学問は、国学、漢学、書画までも広く学ばれること、さらに神道が廃れ仏教が朝廷の中まで浸透しているが、何程困窮してもわが子を仏家へは入れられないようにと細かに申し入れております。さらに、

御幼年未だ御瘡瘡済まされず候由、恐れながら甚だ苦心仕り候良薬妙劑等、自今御手当遊ばされ候様伏して祈り奉り候

として、烈公は天皇が天然痘を済まされていないとのことであるので、烈公自ら開発したオランダ医学に基づく予防接種をすすめられております。しかし、孝明天皇は慶応二年（一八六六）十二月二十五日、天然痘のため崩御され、在位二十一年でありました。烈公の願いは届かなかったのであります。

丙丁録の献上

八州文藻、天覧に御備へ下し置かれ尚御懇の勅諭の趣・有り難き仕はせに存じ奉り候、・丙丁録先年献上仕り候ところ、色々思し召しに当り義共これ有り、御褒称下し置かれ慙愧仕り候

と述べて、八州文藻が天皇の勅諭に預り、労りのお言葉があつたとに感謝し、さらに、『丙丁録』を献上したことに対して、御褒称があつたことを謝しております。

なお、『丙丁録』は、烈公が家臣に命じて編集させた書であります。干支でいう丙午・丁未の年は、世間では厄歳として災害異変が多く起こると考えられてきました。たまたま仁孝天皇が崩御された弘化三年が丙午の年に当たり、翌年が丁未の年であるため、わが国の歴史の中から、その年に起きた出来事を列举したところ、水害・旱魃・疫病・飢饉・盗賊の被害が多く見当たりましたので、警戒の一端として献上したのであります。

尚、皇族帰仏については会沢正志斎『迪彝篇』を呈して、その余意を補っております。

村雨石をもって硯を自製し献上

嘉永三年（一八五〇）五月、烈公は信州松代から産出する所の村雨石をもって硯を自製し、鷹司関白に因りて、これを禁中に進献しました。

同月十三日付けを以て、鷹司公より、「叡慮御満足、幾久しく御用ひ遊ばさす」旨の内報があり、烈公は光栄身に余り感激ただならざるものがあつたということであります。

嘗て義公は後水尾天皇遺愛の硯（鳳足硯）の銘文を下命により作進したことがありました。烈公は或いはこの硯を献上することにより、その銘文作進の下命を期待する所があつたのではなからうかと推察するのであります。このことは後にも出て

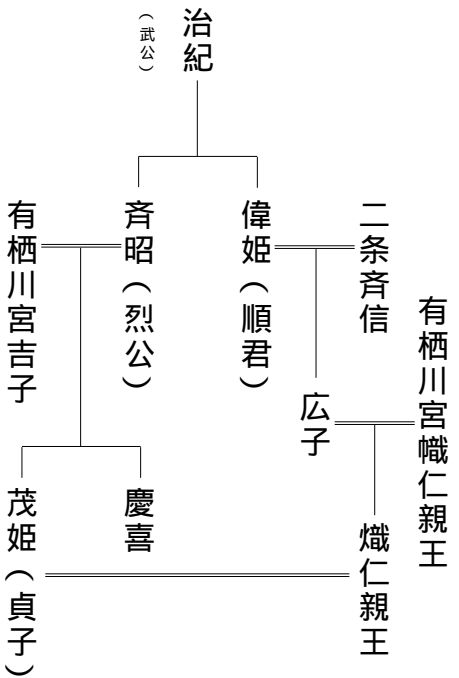
まいります。

和宮の有栖川家へ御婚儀内定の事を賀す

嘉永四年（一八五一）九月五日、烈公は書を鷹司関白に呈して孝明天皇の妹・和宮の有栖川家（熾仁親王）へ御婚儀内定の事を慶賀を申し上げました。

儲は今般、和宮、有栖川家へ御縁組の義、誠に以て恐悦に奉り候、叡慮は勿論、殿下御取り計らひ、有志仰瞻仕り永世まで感服奉り候、以来は異端僧家に棄てなされ候御儀は決して之れ無き様至願に候

有栖川家と水戸家とは深い姻戚関係があります。この時の熾仁親王と和宮との婚儀は幕府と朝廷との宥和政策の一環である公武合体論の推進のため、和宮が十四代將軍家茂に降下されたため実現しませんでした。しかし、この熾仁親王には烈公の女茂姫（貞子）が妃として嫁いでおります。また、親王の母は二条斉信の女・広子（生母は佐伯祐子）であります。斉信の夫人は烈公の姉・偉姫（順君）であります。系図で示しますと概略次のようになります。



このように熾仁親王は、水戸家とは深い関係にあり、最後の將軍慶喜公とは、義兄弟に当たり、大政奉還の大事に朝廷側にあつて大きな力となったことは当然のことでありましょう。

明倫歌集を編集し勅題を乞う

烈公は別に書を認めて、かつて編集したる歌集（明倫歌集）に扶桑拾葉集の例をもつて題号を請はれたが実現しませんでした。

なお同書簡の別紙に、明倫歌集、鳳足硯の銘の先例について触れております。

西土には、詩経など教へに相ひなり候詩書、これ有り候へ共、本朝には未だ教へに相ひなり候歌集と申すは追々の勅撰を初め之れ無く候故、拙老十か年前より取り集め漸く可なり集まり申し候（十冊計りに御座候）、出来上り候はば是

れまた進献仕るべき含みに御座候処、相ひ成るべくは明倫集とか明倫歌集とか
又は何と成り書名御内々上より下されに相ひ成り候へば有り難き事に存じ奉り
候

西土（シナ・中国）には孔子が編纂したといわれる『詩経』があり、古代から春
秋までのおよそ三百篇を集めた人の教えになる詩書があるが、わが国にはそのよう
な歌集がないので、このたび編集し献上するつもりですが、出来るならば
『明倫集』などの勅題を賜りたいということをお願いしております。

右仮に明倫集と名付け集め候は、神代の歌より近頃の歌まで取り集め、人倫の
道を分け教へと相ひ成るべきに御座候、恋歌などの不埒なるに至り候ては絶妙
なるも御座候へ共、人の教へに相ひ成るべき歌は何程も之れなく、

歌集には神代から近代までの歌を収集し、人倫の道を教えるために役に立つもの
にし、恋歌などは絶妙なるものであつても、人の教えになるものではないので除外
したいこと。

源義の節、扶桑拾葉集の書名、御内々に下し置かれ候、御奉書二ツ折へ認め之れ有
り候、同人義は鳳足御硯の銘、命を蒙り認め候節は震筆を以て御賞誉も之れ有り
（同人文中の初めに朱摺いたし之れ有るは先年殿下へ指上げ候様にも覚え申し候）
格別の義、今以て家宝と仕り之れ有り候、相ひ成り候義にも候はば明倫集御撰集に
表向き遊ばされ、命を蒙り候て御奉公仕り度き事に御座候、

源義（義公）の時には、『扶桑拾葉集』の題名を後西上皇より賜り、また鳳
足硯の銘を勅命を蒙り作進した時には震筆をもつてお褒めの言葉を賜り、今
もつて水戸家の家宝としてゐること。そのような先例に倣つて、明倫集も勅命
を受けての撰集とし、併せて勅題をもつて書名といたしたいことなどを、鷹司
関白に奏上をお願いしたのであります。

烈公がこのような歌集を編集しようとしたのは、世間に普及している藤原定家の
編集による百人一首が、恋歌など淫靡なるものが多いことを嘆いて、世間の人々の
道徳育成のために役立つものを収集して、百人一首に換えようとしたものでありま
す。それは天保五年、藤田東湖に訓示した書と歌集の自序とに明瞭であります。

なお、烈公の引退後、駒込邸に編集局を設け、前田夏蔭、小山田與清、鶴峯戊申
などの有名な国学者を集めて諸書を編集せしめ、嘉永四年九月に至りて完成しまし
た。

また、晩年にはこの集中から二百首を選んで「カルタ」を作成して子女の遊具と
し、吟誦出来るようにしました。これが「明倫カルタ」といわれるものでありま
す。

同年十月二十五日付けで鷹司閑白からの返書がまいりました。

明倫歌集のこと御示しの旨御尤もにかんじ入り候、前件申し入れ候次第にて、又々和歌かかりの人々も之れ在り候義、御時節御待ち候様存じ候、別してしきたりから笑ふ可く候事に候

明倫歌集のことは、大変感心したが、勅撰にすることについては、朝廷には和歌所という役職があり、それを無視して勅撰集ということには出来ない事情があり、しばらく待つて頂きたいということでありました。

『大極論』を呈上して仏教の弊害を論ず

烈公は『大極論』を草して、皇族の仏門に帰することの弊害を論じて閑白に呈したが、この度の和宮の婚儀については予ての意見が実現したことに大いに歡喜いたしました。

『大極論』は三巻あり、上巻は天下無益の仏寺を廃して有用のものとなすべきことを論ず。すなわち寺領を収めては、親王公卿の食禄を増し、併せて幕府および諸侯の収入を加え、仏像仏器を毀ちては、銃砲にも鑄、錢貨にも造り、一は外夷の防御にも備え、一は民間の潤沢となすべきを云い、且つ親王公卿の旧禄高を挙げ、新たに加えるべき禄高を一一考え記せり、中巻は寺院並びに梵鐘の数を挙げてその処分の方を録す、下巻は位田、職田、季禄、食封等を再興すべきことを論じております。

大極とは太極と同じで、宇宙の太元氣、宇宙を構成する陰陽二元氣の根本、大道、大極などを意味しております。烈公の製造した大砲にも「太極砲」と命名されております。

参考までに申しますと、宋の周敦頤『太極図説』では天地万物の本源を太極といひ、これによって陰陽二氣を生じ、二氣が分かれて、木・火・土・金・水の五行となり、五行の精が凝合して人類を生ず、人類は五行によって仁・義・礼・智・信の五性を得るから、万物の靈となる。しかしながら此の五行を動かして外物と接するとき、その行事に善悪の差別を生ずるから聖人は中正仁義の道を立てて静を主とし、もつて正に復歸せしめると説いております。

大日本史紀伝を献上

嘉永五年（一八五二）二月六日、大日本史紀伝の版木が完成し、烈公自ら跋文を撰び順公（慶篤）の名前をもって朝廷に献上いたしました。

嘉永四年五月の跋文によりますと

右大日本史二百四十三巻、劄刷始めて成る、而して志表則ち未だ備はらざるなり、斉昭かつて謂へらく、帝大友実天位を踐めり、而して後世能く知ること

なし、後醍醐帝の南狩、実に神器を擁せり、而して後世能く弁明することなし、直筆有らざれば、帝大友終に万古に銜冤し、後醍醐帝の按劍の憤、終に伸びるを獲ず、云々

とありまして、大日本史の三大特筆であります、大友皇子を帝位に即いたとし、後醍醐天皇を正統としたことを述べております。三大特筆では、それに神功皇后を歴代天皇から除いたことが挙げられておりますことはご承知の通りであります。

同五月二十九日、鷹司閔白より大日本史が天皇に献上せられたところ叡賞浅からず思し召されたという事が、彰考館の記録にあります。

閏二月十六日、来状にて京都より之文通、左の通り御進献御滞りなく相ひ済み申し候旨申し来る

大日本史今度御刻成るの分、百七十三巻都合五箱、則ち昨日閔白殿御参内御伝献成せらるの處、叡賞浅からず御沙汰の事に候、仍つて此の段仰せ入らせられ候事

二月晦日

高橋兵部大輔（鷹司家の諸大夫）

十二月二十九日御進献

大日本史はそれより以前、嘉永二年に紀伝の彫本悉く完成し、その十二月六日は義公百五十年の忌日に当たる日を選んで、之をその廟に供えました。

地球儀を献上

嘉永五年（一八五二）六月、烈公は上表して地球儀を朝廷に献上しました。その趣旨は世界の全局面を洞察して、わが国の威力を周囲の国々に発揚しようと願うたことでありました。時に孝明天皇は親しく御覧になり、深く之を嘉賞されました。

やがて慶応四年（明治元年）八月、明治天皇の御即位の大典を挙げられるにあたり、此の地球儀を以て其の礼式に採用せられたりということでもあります。

その間の事情は、子爵福羽美静の次の談話で明らかであります。

当時即位の初め、神武の古制に復させ給ふと云ふや、御即位の御儀式を如何すべきかいまだ先例の則とるべきなく、朝儀頗る迷ふ所あり、時に水戸藩より始めて地球儀を献ずる、大サ直径二間もあるべく円体にして軸を南北極より貫き世界の各国、其の表面に羅列す、此に於て、其の地球儀を御即位式の壇上に具へ地球儀面の日本の部分を陛下の御前に向け奉れば、陛下は左右の御脚を交はる交はる挙げて、日本の図上を踏ませ給ひ、此の如くして全帝国に登臨ましまたる御即位の大礼とは為し給ひき

五 朝廷と幕府への態度

以上申し述べてきましたように、義公と烈公は、特に朝廷に対する事については、崇敬と謹慎の態度をもって奉仕してまいりました。

中でも義公の時代は、幕府への配慮から特に慎重を期して行動したことは、その事跡に明らかであります。烈公の時代になりますと、朝幕関係はある程度の友好的な雰囲気の中になりました。関白鷹司家や有栖川宮家などとの姻戚関係を背景として、幕府への配慮をしつつも直接的に朝廷に建白できるようになりました。

これまで見てまいりました義公・烈公の数々の事跡の中で、最も大きなものは、神武天皇御陵の修復運動であると思います。義公に始まり、烈公が継承し、幕府の理解が得られないままに、未然に終わってしまいましたが、その中で神武天皇建国の事業に対する理解が広まり、遂には幕末維新の王政復古の号令となっていたのであります。

それらの原動力になったのは、水戸家代々に継承されてまいりました、朝廷と幕府との関係についての家訓と態度であります。

義公の態度 「我が主君は天子也、今將軍は我が宗室也。（宗室とは親類頭也）」（桃源遺事）

烈公の態度 「天朝を尊び幕府を敬ひ、正歳、闕を拝し嘗に詣る等の諸礼儀の如きは、尽く義公の家訓に遵ふ。・・幕府に建議するときは必ず親から草を起こし疎を作り之を老中に投ず。」（烈公行実）

「天朝は君、公辺は宗家にて親類に比し候へば」（慶篤公への意見書）

慶喜公の態度 「我等はたとえ幕府に反くとも、朝廷に向かいて弓引くことあるべからず」（昔夢会筆記）

一つの精神をもって歴史を貫くこと、歴史の研究により確立したわが国の国体に対する自覚と自信に裏付けられた、大義に基づく覚悟のあり方が、家の方針を決定し、子孫の大局に立って判断に、誤りなからしめたということが出来ると思えます。

以上で第五回の水戸学講座を終わります。ご静聴ありがとうございました。

（平成十二年十二月三日講座）

（明秀学園日立高校長）